

南山学園ガバナンス・コード

遵守状況点検結果(2025 年度)



2026 年 6 月

学校法人南山学園

南山学園ガバナンス・コードについて

学校法人南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati～人間の尊厳のために～」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人および設置する南山大学を運営するため、一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿い、2020年4月1日に「南山学園ガバナンス・コード」を定め、ガバナンスの向上につとめています。また、「私立大学ガバナンス・コード」が改訂された際は、それに準じて、改訂を行うこととし、これまでに以下の改訂を行いました。

- ・1.1 版：2023 年 10 月改訂（「私立大学ガバナンス・コード」第 1.1 版に対応）
- ・2.1 版：2025 年 11 月改訂（「私立大学ガバナンス・コード」第 2.1 版に対応）

■ 南山学園ガバナンス・コードは南山学園 Web ページでご確認いただけます。

<https://www.nanzan.ac.jp/data/governance.html>



遵守状況の点検方法について

ガバナンス・コードが形だけではなく、南山学園のガバナンスの向上のための実質的なツールとして活用されるよう、毎年度終了後に、具体的な行動を定める「実施項目」についての実施状況を確認することにより、遵守状況を点検することとしています。

点検は、南山学園自己点検・評価委員会が担当し、実施項目1つ1つについて、各項目の内容を担当・所管する部署に実施状況の調査を行い、4段階での遵守状況の評価とその理由および該当する実施内容についての説明を求めました。評価の段階は以下の通りです。

- ◎ : 遵守できている
- : おおむねできている
- △ : 不十分な点が多い
- × : 未取組

実施項目には、「A」（重要性が高く、「重点事項」の達成や「遵守原則」の遵守の判断の要素となる）、「B」（ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組むことが望まれる）の区分を設定しています。「B」の区分は、あくまでも、ガバナンス向上の取り組みの参考と位置付け、遵守状況の点検の対象とはしていません。

これらの結果を取りまとめ、南山学園自己点検・評価委員会にて点検結果の審議・確認を行っています。またその後、南山学園理事会での審議を経て、評議員会において点検状況が報告され、今後のガバナンス向上のための資料として活用されます。

2025 年度の点検にかかる会議日程

南山学園自己点検・評価委員会	2026 年 4 月 29 日 審議
南山学園理事会	2026 年 6 月 12 日 審議
南山学園定時評議員会	2026 年 6 月 23 日 報告

南山学園ガバナンス・コード 2025 年度遵守状況の点検結果について(概要)

	1. 自律性の確保	2. 公共性の確保	3. 信頼性・透明性の確保	4. 継続性の確保
◎: 遵守できている	13 (81%)	3 (38%)	27 (77%)	15 (75%)
○: おおむねできている	3 (19%)	5 (62%)	8 (23%)	5 (25%)
△: 不十分な点が多い	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
×: 未取組	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合計項目	16	8	35	20

2025 年度の点検は、「南山学園ガバナンス・コード」[2.1 版](2025 年 11 月改訂)に基づいて行った。私立学校法の改正に伴い、「私立大学ガバナンス・コード」が[2.1 版]で大きく改訂され、実施項目の再編(統合・新規追加)および区分(「A」: 重要性が高く、「重点事項」の達成や「遵守原則」の遵守の判断の要素となる、「B」: ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組むことが望まれる)の設定が行われた。「南山学園ガバナンス・コード」[2.1 版]においても、実施項目の「B」区分は、あくまでも、ガバナンス向上の取り組みの参考と位置付け、遵守状況の点検の対象とはしていない。

コード全体の「◎: 達成している」と「○: おおむねできている」の評価を合わせた割合を見ると、4つの基本原則である「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」、「4. 継続性の確保」、いずれも 100% となっており、私立学校法の改正に対応した新しいガバナンス・コードの取組状況は、概ね、問題がないと言える。

「1. 自律性の確保」においては、中期計画や事業計画等の策定を通じたガバナンス向上への取組、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」、「理事会・評議員会等付議事項一覧」等に基づいた理事会等の適切な運営、理事会、評議員会、監事の相互けん制の仕組の構築等が求められており、概ね対応ができています。中期計画の構成員への説明と理解の深化(実施項目 1-1-A6)については、第 2 期の中期計画(2025 年度～2029 年度)の初年度においては、「○: おおむねできている」と評価しているが、5 年間の計画期間を通して、引き続き、取り組む必要がある。

「2. 公共性の確保」は、時代や社会の変化を踏まえた教育・研究活動、社会への貢献に関するコードである。社会・地域貢献に係る学内方針の検討(実施項目 2-2-A1)は、学園全体の社会・地域貢献ポリシーの策定に向けた検討に着手した段階にあり、2025 年度においては「○: おおむねできている」と評価している。また、社会・地域との連携を支援する体制の整備(実施項目 2-2-A2)は、「○: おおむねできている」と評価しており、2026 年度以降、大学内の動きを社会連携課に集約していく予定である。

「3. 信頼性・透明性の確保」においては、監事監査計画の策定等、監事監査の実効性を高める取組(実施項目 3-1-1)、会計監査人の機能の実質化に係る取組(実施項目 3-1-2)は、ほとんどの項目を「◎: 達成している」と評価している。「内部統制システム整備の基本方針」に基づいた運営、改善サイクルの構築(実施項目 3-2-3-A3)については、2025 年度においては「○: おおむねできている」と評価しており、今後の課題となる。内部統制の実施状況の事業報告書への記載と公表(実施項目 3-3-1-A4)については、2024 年度時点においては「×: 未取組」であったが、2025 年度の事業報告書には実施状況を記載し、公表する予定であるため、「○: おおむねできている」に改善している。

「4. 継続性の確保」は、教育研究活動の継続性の実現のために、ステークホルダーからの意見を取り入れた自律的な運営を行うための項目となる。補助金を含めた外部資金獲得のための体制の整備(実施項目 4-2-2-A2)、産学官民連携、大学間連携や高大連携等の体制整備(実施項目 4-2-2-A3)等は、2025 年度においては、「○: おおむねできている」と評価しているが、本学園の継続性の確保のために、引き続き、整備していくことが求められる重要な課題である。

今回の点検結果を踏まえ、引き続き、学園の自律性、公共性、信頼性、継続性の確保のために、ガバナンス強化・改善に向けた学園の運営の継続と、現時点において、「◎: 達成している」の評価ができていない項目については、引き続き、改善に向けた具体的な取り組みが求められる。

点検結果(実施項目別詳細)

■ 基本原則 1. 自律性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati～人間の尊厳のために～」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。これにより私立学校としての多様な教育研究活動を実現する。

■ 遵守原則

1-1 南山学園は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育・研究の目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

■ 重点事項

1-1-1 南山学園は、事業に関する中期的な計画または事業計画等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

■ 実施項目

1-1-A1	中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関または部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法および意見の反映方法をあらかじめ決定する。	◎	中期計画は5年の計画期間とし、「計画の実行管理」の項目において、策定管理は総合企画委員会、執行管理および評価は自己点検・評価委員会、それぞれ理事会の下に置かれた委員会が行うことを定めています。また、計画策定に際しては、評議員会に諮問し、外部の意見を反映できるように運用しています。 https://www.nanzan.ac.jp/outline/mtp.html
1-1-A2	中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。	○	中期計画の策定に際しては、第1期(2020年度～2024年度)中期計画の内容や、認証評価の受審予定等も勘案しています。
1-1-A3	中期計画等に教学、人事、施設および財務等に関する事項を盛り込む。	◎	中期計画には、「教育・研究」、「組織運営と人材育成」、「施設・設備」、「財政計画」等の大項目を設定しており、中項目や小項目、具体的な達成時期や達成指標等を記載しています。
1-1-A4	中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	◎	中期計画の「組織運営と人材育成」の項目の中で、学園の運営を担う人材の育成、登用に関して、設立母体であるカトリック神言修道会との連携を重視し、定期的な意見交換会も実施することを定めています。2025年度においては、2回の意見交換会を開催しました。
1-1-A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	◎	学園全体として継続的な収支改善を目指す中で、財政に係る中・長期目標を設定しています。2025年度は、理事会と単位執行部との懇談会を単位別に開催し、財政に関する事項を話し合いました。
1-1-A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	○	2020年度から5年ごとに「南山学園中期計画」を作成し、「5年後のあるべき姿」を見据えながら、法人および各設置校で事業を進めています。中期計画に基づき、各種事業の実現に向けて取り組み、その実績について、事業報告書として取り纏め、構成員の理解の深化のためにも、本学園 Web ページにて、公表しています。第2期中期計画(2025年度～2029年度)には、各設置校の個別計画の達成状況の進捗管理が行いやすいよう、単年度のマイルストーンを設定しています。 中期計画

			https://www.nanzan.ac.jp/outline/mtp.html 事業計画書・事業報告書、予算・決算 https://www.nanzan.ac.jp/outline/management.html
1-1-A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	◎	中期計画の変更を行う場合は、総合企画委員会が提案し、評議員会への諮問および理事会の承認を経て変更を行うものとし、中期計画の中の「計画の実行管理」の項目において定めています。
1-1-A8	中期計画等の期間中および期間終了後に、進捗状況および実施結果を法人内外に公開する。	◎	中期計画の進捗状況については、単年度事業報告書にて確認することとしており、単年度事業報告書は、法令の定めに基づき、Web ページにて法人内外に公開しています。 中期計画 https://www.nanzan.ac.jp/outline/mtp.html 事業計画書・事業報告書、予算・決算 https://www.nanzan.ac.jp/outline/management.html

■ 遵守原則

1-2	南山学園は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。
-----	---

■ 重点事項

1-2-1	南山学園は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。
-------	---

■ 実施項目

1-2-1-A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業務執行範囲を明確化する。	◎	理事長、業務執行理事等の業務執行範囲は、寄附行為および寄附行為施行細則で定めています。南山大学にかかる執行責任者の権限と責任は、南山学園事務局事務分掌規程および南山大学管理職制にて、明確化しています。
1-2-1-A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	◎	学校法人役員の選任・解任の手続きについては寄附行為および寄附行為施行細則にて、大学執行部の選任・解任の手続きは、南山学園事務局事務分掌規程および南山大学管理職制にて、明確化しています。 また、学長は学長選挙に関する規程、学部長は学部長選挙に関する規程等を併せて整備しています。
1-2-1-A3	理事会および評議員会等の議決事項を明確化する。	◎	理事会および評議員会等の議決事項を明確化するため、「理事会・評議員会等付議事項一覧」を理事会の承認のもとで作成しています。
1-2-1-A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	◎	「理事会・評議員会等付議事項一覧」において、理事会から執行役員会に委任されている事項が定められています。
1-2-1-A5	理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	◎	寄附行為および寄附行為施行細則において、理事長の解職や理事の担当職務の委嘱手続きを定めています。
1-2-1-A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を明確化する。	○	寄附行為、寄附行為施行細則および南山大学管理職制等の規程により、責任者の権限と責任を明確化しています。

1-2-1-A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者および教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	◎	「南山学園コンプライアンス推進規程」において、法令等の遵守に係る基本方針等を定めています。事業活動に関連した重要法令の内容の周知については、公文書の関連組織への配付、必要に応じた学内イントラネット等での周知を行っています。
----------	--	---	---

重点事項

1-2-2	南山学園は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。
-------	--

実施項目

1-2-2-A1	理事会、監事および評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内および機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	◎	私立学校法等の関係法令に基づき、理事会、監事および評議員会の有効な相互けん制が働くよう、寄附行為および寄附行為施行細則において、定数や構成を定めています。
----------	--	---	---

基本原則 2. 公共性の確保

南山学園は、日本国のみならず世界の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

遵守原則

2-1	南山学園は、寄附行為第 3 条に定める目的および教育モットーに基づきつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材の育成を行う。
-----	--

重点事項

2-1	南山学園は、寄附行為第 3 条に定める目的および教育モットーに基づく人材育成を行うために、その教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。
-----	--

実施項目

2-1-A1	会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科および研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	◎	学園においては、理事長基本方針・中期計画を踏まえ、法令に基づき事業計画を作成しており、大学においては、事業計画に加えて、「学長方針」を毎年度作成しています。それらの中で、年度中に達成すべき目標や具体的な行動指針について示しています。 [事業計画書] https://www.nanzan.ac.jp/outline/management.html [学長方針] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/position/
2-1-A2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生および社会に発信し、共有する。	◎	理事長メッセージ(理事長基本方針)は、Web ページに特設ページを設けて、学園の内外に発信するだけでなく、すべての設置校において開催する「理事長と教職員との懇談会(タウンホールミーティング)」を通して、共有されています。学長方針は、大学協議会、大学評議会、学内イントラネットで学内に周知しており、大学公式 Web ページでも公表し、教職員・学生および社会に発信し、共有できています。 事業計画は学園 Web ページで公表するとともに、大学協議会を通じて学内に周知しています。学内イントラネットでの配信についても検討しています。

2-1-A3	会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	◎	人事に関して、事務職員については、学園事務職員等人事委員会にて採用枠・配置枠を設定し、運用しています。財政については、2025 年度も理事長名文書の予算編成方針を各経理単位に発し、学園全体の目標である当年度収支差額の収支均衡を第 1 基準の財務目標として設定していることに加え、慢性的な支出超過にある一部の経理単位においては段階的な収支改善を目指す第 2 基準の目標を設定しました。2025 年度は第 2 基準を設定してから 6 年目となり、この間に経理単位別の実現性の高い目標額の再設定を繰り返しておこなってきましたが、2026 年度以降は経理単位間で比較できるよう統一した目標額(減価償却額の範囲内)へ見直しました。
2-1-A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	○	学部・研究科により多少の差があるものの、各組織でチェックを行い、実質化に向けて改善に取り組んでいます。学部に関しては、カリキュラムおよびカリキュラムポリシーについて、教務委員会において、各学科に点検を依頼しました。研究科に関しては、2025 年度に、大学院委員会の下に大学院教学マネジメント部会を設置し、アセスメントプランの策定、「学位授与の方針」と学位論文審査基準との整合性の確認を中心に、カリキュラムとの整合性をチェックする体制を整えました。各組織でチェックされた内容は、最終的に内部質保証委員会で承認しています。
2-1-A5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	○	学部に関しては、アドミッション・ポリシーについては、入試戦略委員会において各学科に点検を依頼しました。また、2027 年度より新たな入試制度を導入する学科においては、制度の導入に伴いアドミッション・ポリシーに変更があるかどうか確認し、双方の整合性が取れるよう整備を依頼しました。研究科に関しては、上記の大学院教学マネジメント部会にて、「入学者受入れ方針」の見直しを課題に挙げ、実質化の重要性について認識を共有でき、2026 年度に向けて、実質化を進めています。各組織でチェックされた内容は、最終的に内部質保証委員会で承認しています。

■ 遵守原則

2-2	南山学園は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。
-----	---

■ 重点事項

2-2-1	南山学園は、南山エクステンション・カレッジを含む各種一般向け講座、各種ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等を通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。
-------	---

■ 実施項目

2-2-A1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	○	南山大学において、2020 年度に「産学官連携ポリシー」を策定しています。学園全体でも「社会・地域貢献ポリシー」を策定することに向けて、理事会構成員や大学執行部とのディスカッションを重ねています。 https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/torikumi/sangaku/
2-2-A2	社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	○	2022 年度より、教育機関としての唯一のジブリパークのオフィシャルパートナーとなり、大学の理念や取り組みとも共鳴するものと位置付け、地域社会との連携を深めています。また、社会との繋がりを深める事業として、南山大学「人間の尊厳賞」を創設し、趣旨に合った活動を実施している個人または団体に対し授賞することとして

			います。今後も毎年受賞者を増やしていくことで、大学の建学の理念をあらためて広く社会に理解していただき、学内外の方と共有していくように努めていきます。 また、2026 年度より大学に社会連携課を設置し、各課室で行っていた社会・地域との連携を集約し、有機的に運用していく予定です。
2-2-A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	○	「研究活動の不正行為に関する規程」「公的研究費執行管理規程」および「公的研究費不正防止計画」を定め、研究活動の公正性・健全性を担保する仕組みを講じています。具体的な取り組みとして、e-learning 教材による研究倫理教育の受講を全研究者に対し求めています。また、科研費の申請および執行に係る説明会の中で、公的研究費にかかる不正事例を紹介するなど、研究不正に関する説明会を実施し啓蒙活動に努めています。さらに、毎年実施する内部監査では、サンプル抽出した研究課題に対し、それぞれ研究費の執行に関する監査を実施しています。課題としては、研究倫理教育の受講率を 100%とすべく措置を講じることにあります。

■基本原則 3. 信頼性・透明性の確保

南山学園は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

■遵守原則

3-1	南山学園は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。
-----	---

■重点事項

3-1-1	南山学園は、本学園におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上および監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。
-------	--

■実施項目

3-1-1-A1	『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』等を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	◎	監事監査規程に基づき、監事監査計画を毎年作成し、執行役員会で報告の上、実施されています。
3-1-1-A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	◎	監事監査計画、監事監査報告書については、常勤監事自らが説明することで、当該年度の監事監査の要点を理事会等に周知しています。
3-1-1-A3	監事監査の継続性を担保および監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	○	監事 2 名(うち 1 名は常勤監事)を選任することで、監査の継続性を確保しています。監事には自身が担当した年度の総決算である定時評議員会まで責任を持って任務を全うできるよう、選任時期と任期を設定しています。現状では、2 名の監事の任期は同一となります。
3-1-1-A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	◎	監事は理事会・評議員会に出席、常勤監事にはこれらに加えて、執行役員会、学園協議会および業務執行理事が主催する各種委員会に出席することで、意見を陳述することができる仕組みを構築しています。

3-1-1-A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	◎	総合企画室において、監事監査に関連する公文書等の資料提供を行っています。2025 年度決算時の監事監査においては、2024 年度決算と同様、財務課を中心に支援し、監事に対して業務執行理事（財務担当）より決算概要説明を実施し、決算資料等、必要な情報提供を行っています。また、2024 年度決算に引き続き、監査の要点を記した監査項目チェックリストを作成し、監査実施前に情報提供します。
3-1-1-A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	◎	監事間の定期的な情報交換の場として、監事間の意見交換会を開催し、監事監査チェックリストの整備、公的研究費の監査等について情報交換を行い、監事間の連携の深化に努めています。

■重点事項

3-1-2	南山学園は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。		
-------	--	--	--

■実施項目

3-1-2-A1	会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	◎	会計監査人の選任について、2024 年度内に他学校法人の情報調査のうえ複数の監査法人へ見積りを依頼し、監事の意見も踏まえて、2025 年度 5 月の理事会、6 月の定時評議員会において候補者の審議をおこない選任しました。
3-1-2-A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等および監事と意見を交換できる場を設定する。	◎	毎年度、三様監査意見交換会（4 月）と監査機関との意見交換会（10 月）を開催することで、会計監査人と理事長や監事が意見交換できる場を設定しています。
3-1-2-A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人および内部監査室等が協議する場を設定する。	◎	三様監査意見交換会（4 月）と監査機関との意見交換会（10 月）には、理事長や監事だけでなく、内部監査委員会委員長も出席する形としています。
3-1-2-A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	◎	2024 年度決算に引き続き、2025 年度決算も意見交換会、監事監査、マネジメントレター報告会等を通じて業務執行理事（財務担当）と監査法人が定期的に情報交換を行う機会を設定しています。加えて、決算時においても理事会審議後に後発事象の確認を行うなど、適切に情報を共有する機会を設定しています。

■遵守原則

3-2	南山学園は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学校長等の役職者の選任手続きの透明性の確保および解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。		
-----	---	--	--

■重点事項

3-2-1	南山学園は、理事および学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。		
-------	--	--	--

■実施項目

3-2-1-A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	◎	理事の選解任手続きは寄附行為で定め、Web ページで公開しています。
3-2-1-A2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	◎	内部統制システム整備の一環として、2025 年度より、「コンプライアンス推進委員会」を立ち上げ、当委員会を中心にコンプライアンス推進に取り組んでいます。

3-2-1-A3	理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備する。	◎	理事長および業務執行理事の職務執行状況報告書を作成し、毎月、理事会で報告しています。
3-2-1-A4	不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事および教職員の権限および職責を明確にし、その権限および職責の範囲において、法令および寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	○	職制および職務権限規程を定め、職位や役職等の権限を明確にし、事務組織の効率的な運営および責任体制を確立しています。また、情報センター事務室とも連携しながら、人事情報に基づき、各種システムの利用権限を設定するなど、組織として一元的に管理できています。
3-2-1-A5	個人情報保護は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	◎	個人情報保護に関する規程および当該ガイドラインを定め、教職員および学生に対し、周知を図っています。 [学園] https://www.nanzan.ac.jp/data/ [大学] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/privacy/kojinjyoho.html
3-2-1-A6	理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性およびリスク発生時の損害の大きさを把握する。	◎	学園危機管理委員会により、インシデント・アクシデント・レポートの作成と報告が行われ、随時リスク事象が報告される体制が構築されています。インシデント・アクシデント・レポートには、リスクの分類、重大性、発生頻度を明記し、事後分析を行うとともに、案件によっては、次の危機発生を抑止のために学園内に共有しています。

重点事項

3-2-2	南山学園は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。
-------	--

実施項目

3-2-2-A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	◎	監事の選解任手続きは、寄附行為で明確に定め、公表することで透明化を図っています。
3-2-2-A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	◎	評議員の選解任手続きは、寄附行為で明確に定め、公表することで透明化を図っています。
3-2-2-A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	◎	寄附行為および寄附行為施行細則において、法人の運営に関して、評議員に諮問する事項を定めています。
3-2-2-A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人および内部監査室等による三様監査体制を確立する。	◎	毎年度、三様監査意見交換会(4月)と監査機関との意見交換会(10月)に、監事、会計監査人、内部監査委員会委員長が出席し、意見交換できる仕組みを構築しています。
3-2-2-A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等および監事に対して報告がなされる体制を整備する。	◎	「コンプライアンス推進委員会」を中心とした法人全体のコンプライアンス推進体制の他、内部監査室による、組織的な危機管理・危機対応により、速やかに執行役員会や理事会にリスク事象が報告される体制を整備しています。

重点事項

3-2-3	南山学園は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。
-------	---

実施項目

3-2-3-A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	◎	内部監査室による組織的な内部チェック機能を整備しています。
----------	-----------------------------	---	-------------------------------

3-2-3-A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	○	2025 年度においては、法人内の設置校の役職者を対象としたリスク管理に関する研修(マスコミ対応)を実施しました。教職員に対する研修を継続的に実施することは、今後の課題となります。
3-2-3-A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認および改善のサイクルを構築する。	○	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、関連する諸規程の一覧表を整備しました。内部統制の運営、確認および改善のサイクルの構築は、今後の課題となります。
3-2-3-A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定および個別の職務執行において、法務担当および外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定および職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	○	学園では内部監査室がコンプライアンスにかかる事項を所管し、各設置校の相談に応じています。また、学園顧問弁護士による法的対応への助言等を受ける体制を整備しています。大学にはコンプライアンス室が設置されており、諸規程や契約書面のリーガルチェック等で役割を果たしています。2026 年度からは学園内部監査室と大学コンプライアンス室が統合し、有機的な連携を進めていく予定です。

重点事項

3-2-4	南山学園は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。
-------	--

実施項目

3-2-4-A1	教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第 118 号「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和 3 年 8 月 20 日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制および公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	◎	公益通報および公益通報に係る相談の対応窓口を設置し、構成員に対して広く周知し、適切に対応しています。 [学園] https://www.nanzan.ac.jp/koekitsuho.html [大学] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koeki/
3-2-4-A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	◎	教職員が不利益な取り扱いを受けないことがないよう、通報者の保護の原則や通報の方法等について、Web ページにも公表しています。

遵守原則

3-3	南山学園は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
-----	--

重点事項

3-3-1	南山学園は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。
-------	--

実施項目

3-3-1-A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表または開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	◎	「南山学園の保有する情報の公開に関する規程」を整備し、この定めに沿って情報公開の内容や対象を決め、公表していますが、具体的な実施には至っていないため、検討が必要です。 https://www.nanzan.ac.jp/data/
3-3-1-A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表または開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表または開示することのできる体制またはシステムを整備する。	○	法令に定める公表事項については、情報を収集・作成し、公表を行っていますが、迅速かつ網羅的に収集できる体制にはさらなる改善が必要と認識しています。大学においては、教学マネジメント指針に基づく情報公開を行っています。

3-3-1-A3	法令に定められた寄附行為の内容および財務書類ならびに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果および設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果ならびに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	◎	法令に定められた寄附行為の内容および財務書類ならびに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果および設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果ならびに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、本学園および南山大学 Web ページにて、公表しています。 公開情報 https://www.nanzan.ac.jp/data/ 中期計画 https://www.nanzan.ac.jp/outline/mtp.html 事業計画書・事業報告書、予算・決算 https://www.nanzan.ac.jp/outline/management.html 認証評価結果 www.nanzan-u.ac.jp/Menu/ninsho/ 内部質保証 外部評価委員会評価報告書 https://office.nanzan-u.ac.jp/kyogaku/naibusitsuhosho/gaibuhuyoka/
3-3-1-A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。	○	『内部統制システム整備の基本方針』を Web ページに掲載しています。2025 年度においては、役員・評議員を対象に「学校法人における内部統制システムの運用」をテーマとした外部講師による研修を実施したことを事業報告書に掲載しています。

重点事項

3-3-2	南山学園は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を常に行う。
-------	---

実施項目

3-3-2-A1	公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性および更新性に留意する。	◎	「南山学園が保有する情報の公開に関する規程」に基づき、定められたデータを適切に公開しています。年度更新すべき事項について、適宜更新しています。
3-3-2-A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	○	学園 Web ページに「学園概要」「公開情報」のメニューを用意し、容易に学園の情報にアクセスできるようにしています。 [学園] https://www.nanzan.ac.jp/data/ 南山大学公式 Web ページのレスポンス Web デザインで実現しています。一方で、障害者差別解消法の改正に係るウェブアクセシビリティ対応については課題として認識しており、2026 年度にウェブアクセシビリティ向上サービス「フェアナビ」を導入すべく予算措置を行いました。
3-3-2-A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性および重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	◎	理解容易性、明瞭性および重要性に留意して、ステークホルダーが理解しやすいよう情報を公開しています。また、教学マネジメントに係る情報公表の枠組みの中で、「数字で見る南山大学」という Web ページを制作し、経年の情報をグラフ等を用いて公開しています。 https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/facts 事業報告書では、財政に関連した事項について、学校法人会計の説明資料や、経年比較のグラフ等を掲載しています。
3-3-2-A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法	◎	学園の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い案件が生じた場合は、学園全体の危機対応として、設置校からの情報が執行

人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	役員会に集約され、公表が必要な場合は、理解容易性・明瞭性等に留意して対応することができる体制となっています。
---------------------------	--

■基本原則 4. 継続性の確保

南山学園は、寄附行為第 3 条に定める目的および教育モットーに基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続および発展に努める。

■遵守原則

4-1	南山学園は、南山大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。
-----	---

■重点事項

4-1	南山学園は、法人運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材*も有効に活用し、理事会および監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 *私立学校法第 38 条第 6 項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に南山学園の役員または職員でなかったとき、その再任の際現に本学園の役員または職員でない者とみなす。
-----	--

■実施項目

4-1-A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	◎	理事会や評議員会は、意見を引き出すための議事運営の仕組みとして、資料を事前提供し、学外の理事や評議員からは毎回自由にご意見を頂戴する機会を設け、発言をいただいています。
4-1-A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模および実質的な議論ができることを考慮した数とする。	◎	寄附行為で定めた理事や評議員の定数は、学園の規模を踏まえた適切な人数であり、また、修道会や学外の有識者等、多様な視点により運営するというガバナンスの観点からも、適切な構成であると判断しています。
4-1-A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	○	多様性に配慮したキャンパスの整備を目指し、様々な場面におけるジェンダーバランスへの配慮、障がいのある方への合理的配慮の促進に努めることとしています。R 棟には礼拝室(プレイヤールーム)を設置し、多文化にも配慮しています。また、2026 年度に向けて、国際・ダイバーシティ担当副学長を置き、大学でのダイバーシティを推進していく予定です。
4-1-A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事および評議員に外部人材を登用する。	◎	2026 年 4 月現在、理事は 9 名中 2 名(約 22%)、評議員は 16 名中 11 名(約 69%)の外部人材を登用しています。ガバナンスが有効に機能するよう、理事および評議員の選任条項を寄附行為で定めています。
4-1-A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	◎	寄附行為の選任条項では、評議員は、本法人の職員以外に、修道会の役員や会員、教育界や経済界の学識経験者、設置校の卒業生等の多様な人材で構成することを定めています。
4-1-A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	◎	外部人材からは、理事会や評議員会の中で必ず意見をいただき、組織運営の透明化に貢献いただいています。また、外部理事の交代があった際には、積極的に法人運営に関わっていただくために、実際に各設置校の現場を視察いただく機会を設けています。
4-1-A7	理事、監事および評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	◎	監事に対しては、文部科学省や日本私立大学連盟等が主催する研修、財務・人事等の担当を持つ業務執行理事に対しては、日本私立大学連盟が主催する研修会等の機会を提供しています。また、2025 年度においては、外部の講師による理事ならびに評議員向けの研修を 2 回(11 月:「私学法改正に伴う学校法人ガバナンスの変化と理事会・評議員会の役割」、1 月:「学校法人における内部統制システムの運用」)実施しました。

■ 遵守原則

4-2	南山学園は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。
-----	---

■ 重点事項

4-2-1	南山学園は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事および会計監査人の監査結果とともに、財政および経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。
-------	---

■ 実施項目

4-2-1-A1	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性および継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	◎	2024 年度に引き続き、2025 年度も公開資料である事業報告書の「財務の概要」を最新の情報に更新し、決算補足資料として、学校法人会計が企業会計と異なる点を踏まえた各計算書類とその科目についての説明および過去 5 年間の財務数値・財務比率の推移に関する資料を公表しています。
4-2-1-A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	◎	重要な疑義を生じさせるような事業または状況は存在しておりませんが、存在する場合には当該事象または状況を解消し、または改善するための対応に関する理解容易性、明瞭性に留意して開示します。
4-2-1-A3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	◎	各設置校には、中期計画を意識した事業計画・事業報告の作成を求め、中期計画と単年度事業計画の連関を示した形での事業報告書を作成しています。評議員会では、各設置校の担当の理事や参与が説明することにより、課題や成果を明確にし、経営改革を推進させる取り組みとしています。

■ 重点事項

4-2-2	南山学園は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化および強化を図る。
-------	--

■ 実施項目

4-2-2-A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化および強化を図る。	◎	予算編成にあたっては、理事長による方針を定め、経理単位別に以下の構成（項目）を示しています。 1.当初予算編成時の目標 2.年度末決算時の目標 3.収入増加への取り組み 4.支出削減への取り組み 5.その他 また、予算時点と決算時点でそれぞれ目標が達成できなかった場合は、各経理責任者（学校長）名で理事長に対してその理由書を提出し、理事会においてその内容を精査しています。さらに決算時点で目標が達成できない場合は、理事会から意見書として各学校にフィードバックがされる仕組みとなっており、財政基盤の安定化および強化を図っています。
4-2-2-A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	○	研究にかかる外部資金の執行にかかる体制は整っていると捉えていますが、今後、外部資金獲得を強化する（獲得件数を増やす）ためには、業務改革や事務職員の人員投入などが不可欠であると考えられます。 外部資金の獲得には、教職協働での取り組みが円滑に行われる必要があります。補助金収入の増額に向けた体制整備としては、補助対象事業や各種要件の確認、交付見込み額の正確な試算などを継続的に行いました。寄附金収入の増額に向けた体制整備としては、2025 年度より「南山学園ファンドレイジング戦略会議」を

			新規開催し、構成員の寄附金獲得に向けた意識の醸成を図り、各単位校の寄附金募集活動の情報共有や同窓会との連携強化に向けた検討も行いました。また、寄附金募集活動を積極的に展開している他の学校法人を訪問し情報収集を行ったほか、ファンディング活動の有識者を講師として招き、勉強会を開催するなど、学園全体での寄附金募集活動の推進・強化に向けた取り組みを進めました。
4-2-2-A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	○	大学間連携として、豊田工業大学と包括協定のもとで、人的交流や学生交流、連携イベント(講演会)などを行っています。高大連携については「総合的な探究の時間」による大学への依頼が増加しており、各校のニーズに合わせた対応を行っています。
4-2-2-A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程および体制を整備する。	◎	2025年度は資産運用方針に基づく運用により、安定的な収益が見込める投資銘柄を購入したほか、株式市場の好調もあって2024年度を上回る受取利息・配当金を獲得できました。また、株価上昇傾向が続いていたため、2024年度に引き続き、時価上昇率300%を超えた5銘柄を売却し、売却収入を得ました。この収入分は新たな特定資産として設定し、今後理事会で承認された戦略的な目的のために有効に活用していきます。また、株式の入れ替えができるように、2026年度資産運用方針の改正手続きを行いました。

重点事項

4-2-3	南山学園は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保および教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。
-------	--

実施項目

4-2-3-A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステムおよび体制を整備し、当該システムおよび体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	◎	学園に危機管理委員会が所管するインシデント・アクシデントレポートの提出と必要に応じた学園内での共有により、軽微なものを含めたトラブル事案を学園として早期に把握し、またその事案を適宜学園内で共有する体制が機能しています。また、学園内部監査委員会により、予算執行に対する財務監査と毎年テーマを変えて行う業務監査を行っており、業務遂行における不備の発見と是正を定期的に行っています。
4-2-3-A2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	◎	学園全体では、学園危機管理委員会が所管するインシデント・アクシデント・レポートの提出と共有により、トラブル事案を早期に把握し、またその事案を適宜学園内で共有する体制が機能しています。大学においては、適切に執行部に報告され、対応を検討する体制が用意されています。また公表が必要な際には、学園内部監査室と設置校執行部が中心となり対応する体制を講じています。
4-2-3-A3	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	○	対応する事項は、マニュアル「南山大学における危機管理について」を基に対応する体制ができています。自然災害(火災・地震)については毎年防災訓練を行い対応の体制を確認しています。 2025年度においては、各設置校の事業継続計画(BCP)策定後の対応状況等を危機管理委員会において共有しました。大学においては、BCPの策定を委託する業者を選定し、2026年度制定に向けて動き出しました。

4-2-3-A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	◎	理事会の下に学園情報システム委員会を置き、法人本部および各設置校の情報システムおよび通信ネットワークの統括を行っています。大学が有するすべてのシステムに関わる情報資産(情報および情報システム)について、「情報セキュリティマニュアル」によって、そのアクセス権限等の適切性を確認・管理されています。
4-2-3-A5	情報セキュリティ体制の適切性および運用状況を検証する。	○	「情報セキュリティマニュアル」によって体制が定められていますが、その運用状況の検証はできていませんので、今後対応の検討の必要性を認識しています。
4-2-3-A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	◎	南山学園ハラスメントに関するガイドラインに基づき、南山学園ハラスメント相談室を南山大学内に設置しています。また、ハラスメントを防止するため、教職員、学生等に対して周知を図っています。 https://www.nanzan-u.ac.jp/harassment/

